

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ずお読みください。

✔ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の媒介をすることが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。なお、取扱者(代理店の生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして、確認をご要望の場合には、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。

✔ ご検討にあたっては「商品パンフレット」「保障設計書」をご覧ください。

法人のお客さまは「法人向け保険の検討にあたっての留意点」も必ずご確認ください。

✔ お申込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

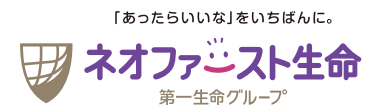
「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に関して特にご注意ください、ご確認ください事項の概略を記載しています。また、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。必ずご確認ください。

✔ 金融機関を募集代理店として本商品に加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください。

- 本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。
- 本商品の契約の有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

ネオファースト生命について

ネオファースト生命は「一生涯のパートナー」を経営理念とする第一生命グループの一員として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、新たなお客さま満足と社会からの信頼と敬愛の確保、経営品質の向上等に努めていきます。



InsTech(インステック)について

第一生命グループでは保険ビジネス(Insurance)とテクノロジー(Technology)の両面から生命保険事業独自のイノベーションを創出する取組みを「InsTech」(インステック)と銘打ち、最優先の戦略課題としてグループ全体で推進しています。その一環として第一生命が持つ約1,000万人のお客さま情報を含む医療ビッグデータ等の解析等を行い、更なるリスク細分化型の商品や、ご加入者の健康増進の取組みの促進につながり、健康寿命の延伸に貢献できるような新たな商品の開発を進めています。



ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

ご不明点がございましたら
こちらまでお問い合わせください。

☎ 0120-312-201

[受付時間] 9:00～18:00(土曜日は17:00まで) 日・祝日を除く

Webサイトアドレス <https://neofirst.co.jp>

本資料は2020年12月時点の商品パンフレットです(出典元の資料は2020年8月1日時点のものを使用しています)。

[募集代理店]

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

生活習慣病を日帰り入院からサポート

がん(上皮内がんを含む)

心・血管疾患

脳血管疾患

糖尿病

高血圧性疾患

肝疾患

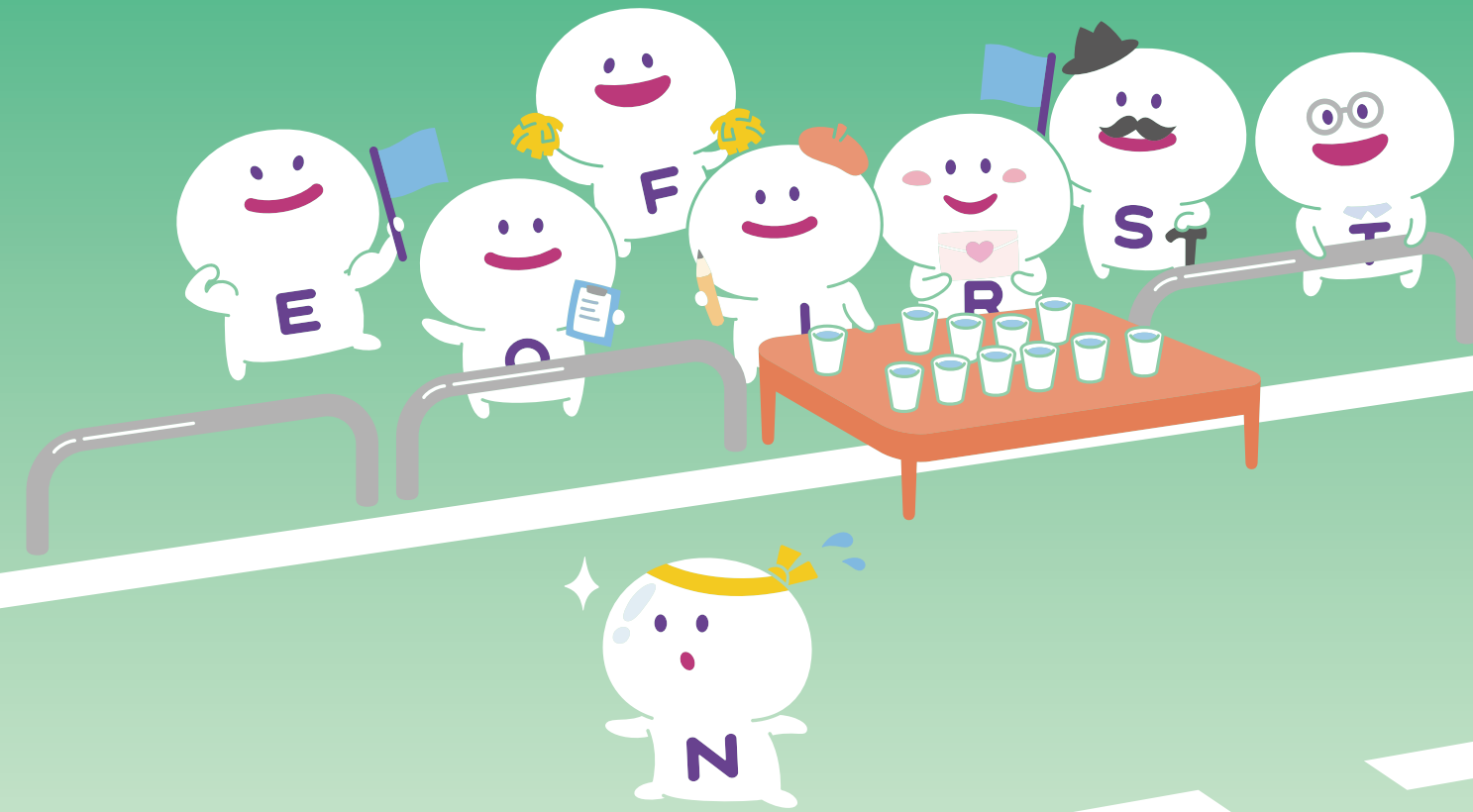
すい
臓疾患

腎疾患

健康でありたいあなたを応援!

ネオdeからだエール

<無解約返戻金型特定生活習慣病入院一時給付保険(2020)>



ネオファースト生命は第一生命グループの生命保険会社です。

ネオdeからだエール は、8大生活習慣病に 備えられます。



入院をしたとき

- がん(上皮内がんを含む)
- 心・血管疾患
- 脳血管疾患
- 糖尿病
- 高血圧性疾患
- 肝疾患
- すい臓疾患
- 腎疾患

8大生活習慣病で入院(日帰り入院^{*1}を含む)をしたら

入院一時給付金
50万円～100万円^{*2}
をお受け取りいただけます^{*3}!

がん(上皮内がんを含む)、心・血管疾患、脳血管疾患は
支払回数無制限で保障します^{*3}!

^{*1} 日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいいます。また、支払対象の日帰り入院に該当するかどうかは入院基本料の支払有無などを参考にネオファースト生命が判断します。
^{*2} 契約時に入院一時給付金額を設定いただけます。
^{*3} 1年に1回のお受け取りを限度とします。



健康を維持していると

健康診断の結果、健康年齢が若くなるほど

保険料が安くなる!

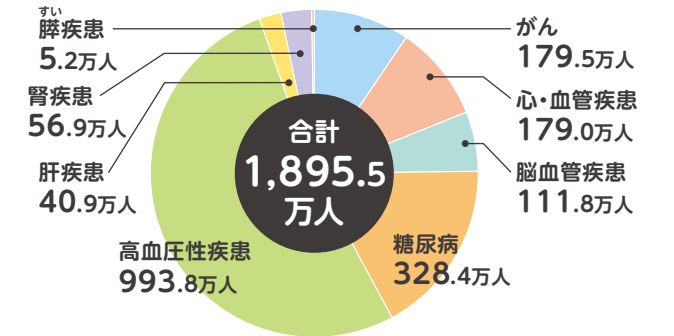
主契約は更新の度、健康年齢により保険料を算定します!

● 国民の約7人に1人が8大生活習慣病患者です。

8大生活習慣病の総患者数

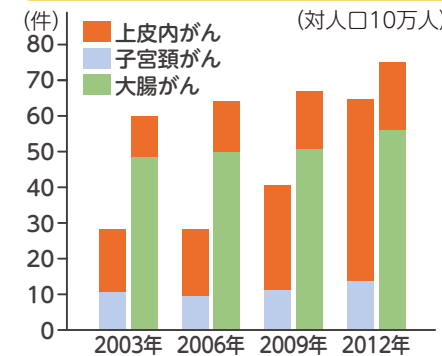
8大生活習慣病による総患者数は1,895.5万人。また、入院患者全体の3割以上を占めています。

出典:厚生労働省「平成29年 患者調査」をもとに本商品の支払対象となる疾病を抽出し、ネオファースト生命にて作成

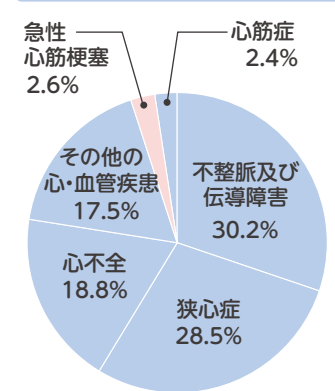


● 8大生活習慣病に含まれる上皮内がんの罹患率は増加傾向にあります。心・血管疾患は狭心症や不整脈などの患者が多くを占めています。

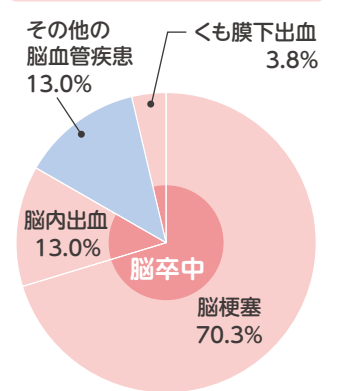
がん・上皮内がんの罹患割合(子宮頸部および大腸)



心・血管疾患の総患者の内訳



脳血管疾患の総患者の内訳



● 健康年齢が若くなるほど、更新後の保険料は安くなります。

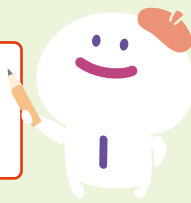
健康年齢とは、健康状態を年齢で表したものです。健診データや診療報酬明細書(レセプト)等のビッグデータを使用し、個々人の健康診断結果等によって将来の疾病の発生率等を分析することで、その方の健康状態を年齢として示したものです。健康年齢は、(株)JMDCの登録商標です。

詳しくはP.7～P.8をご確認ください。

更新時の実年齢が40歳の場合		
【ご契約例】		
●主契約(入院一時給付金額):100万円 ●男性 ●月払		
健康年齢	40歳 (実年齢と同じ)	35歳 (実年齢-5歳)
保険料	1,654円	1,405円

保障の詳細 → 8大生活習慣病の入院に備える

給付金をお支払いできない場合や更新などのご確認いただきたい事項については、P.15～P.16「お申込みにあたって必ずご確認ください事項」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。



支払対象となる生活習慣病の治療を目的として入院^{*1}をした場合

日帰り入院^{*2}から入院一時給付金をお受け取りいただけます。

しくみ図(イメージ)



3年ごとに、健康年齢によっては保険料が安くなるチャンスがあります。詳しくはP.7～P.8をご確認ください。

*1 生活習慣の改善に関する知識や自己管理法の習得などを目的とする入院(教育入院)は入院一時給付金をお支払いしません。
*2 日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいいます。また、支払対象の日帰り入院に該当するかどうかは入院基本料の支払
*3 直前の入院一時給付金の支払事由該当日から、その日を含めて1年以内に新たに支払事由に該当する入院をされたときは、
*4 更新日における被保険者の実年齢が70歳の場合は、保険期間および保険料払込期間を終身に更新して更新します。保険料
※健康年齢判定日:被保険者の実年齢が70歳となる更新日より前に到来する各更新日のことをいいます。
※健康年齢判定日における被保険者の実年齢が68歳の場合は更新後の保険期間は2年、69歳の場合は更新後の

払有無などを参考にネオファースト生命が判断します。
入院一時給付金をお支払いしません。
は被保険者の実年齢にもとづいて計算し、以後の保険料の変更はありません。
の保険期間は1年となります。



特約

特約を付加することでがん到手厚く備えられます。

がん治療特約 がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として所定の手術、放射線治療、抗がん剤治療を受けたとき

がん先進医療・患者申出療養特約 がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として先進医療、患者申出療養による療養を受けたとき

⚠️ がん治療特約、がん先進医療・患者申出療養特約の保険料は 更新日における被保険者の実年齢および保険料率によって新たに定めます。

保障の詳細 → がん治療に手厚く備える

給付金をお支払いできない場合や更新などのご確認いただきたい事項については、P.15～P.16「お申込みにあたって必ずご確認ください事項」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。



がん治療特約

- がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として所定の事由に該当したとき、給付金をお受け取りいただけます。
- 治療を受けられた月ごとに給付金をお受け取りいただけます。

給付金名	支払事由	支払額	支払限度	保険期間	
がん治療給付金	対象となる治療を受けたとき	がん治療給付金額		月に1回 通算回数無制限	3年*1
		給付金額 取扱範囲	5万円～30万円 1万円単位		

*1 更新日における被保険者の実年齢が70歳の場合は、保険期間および保険料払込期間を終身に變更して更新します。

■対象となる治療

- ① 公的医療保険制度対象の手術・放射線治療
- ② 公的医療保険制度の対象となる抗がん剤治療
- ③ 所定の先進医療、患者申出療養*2に該当する抗がん剤治療
- ④ がん(上皮内がんを含む)を適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤による治療
(②または③に該当する抗がん剤治療を除く)
- ⑤ 抗がん剤治療に該当しない所定の先進医療、患者申出療養による療養

*2 所定の先進医療、患者申出療養については、P.15をご確認ください。

がん先進医療・患者申出療養特約

- がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として所定の先進医療、患者申出療養*3による療養を受けたとき、先進医療、患者申出療養にかかる技術料と同額をお受け取りいただけます。

給付金名	支払事由	支払額	支払限度	保険期間
がん先進医療給付金	がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として所定の先進医療による療養を受けたとき	技術料と同額	通算 2,000万円	3年*4
がん患者申出療養給付金	がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として所定の患者申出療養による療養を受けたとき			

*3 所定の先進医療、患者申出療養については、P.16をご確認ください。

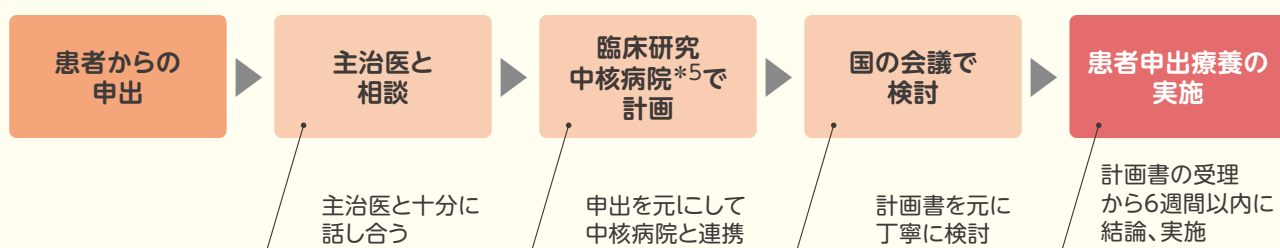
*4 更新日における被保険者の実年齢が70歳の場合は、保険期間および保険料払込期間を終身に變更して更新します。

■先進医療と患者申出療養の違い

	対象となる技術	実施医療機関
先進医療	有効性と安全性を確保するための基準を定め、厚生労働大臣が認めた技術	265機関(2020年4月1日現在)
患者申出療養	患者から主治医などに相談して「患者申出療養」に関する国の会議で認められた技術	安全性・有効性などを確認しつつ、身近な医療機関で迅速に受けることが可能

出典:厚生労働省「先進医療の概要について」「患者申出療養制度」をもとにネオファースト生命にて作成

■患者申出療養実施までの主な流れ

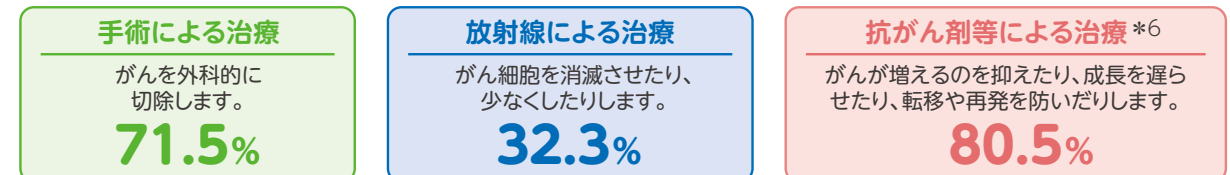


*5 日本発の画期的な医薬品や医療技術などを開発するために、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院
出典:厚生労働省「患者申出療養制度」



がんになったときの治療、費用と収入の変化

- がん患者の方が『今までに受けた治療の割合』(単独で実施する場合や、組み合わせて行う場合があります。)



*6 抗がん剤治療・ホルモン療法・分子標的治療等の化学療法による治療
出典:厚生労働省 平成22年度がん対策評価・分析事業「あなたの思いを聞かせてください! がん対策に関するアンケート調査」

- 胃がんで14日間入院した場合の事例 ●45歳 ●男性 ●標準報酬月額28万円～50万円

公的医療保険制度 対象	医療費:792,380円	
	●高額療養費制度適用後の医療費の自己負担額	85,354円
	●差額ベッド代	84,000円
	●食事代	19,320円
入院費総額		188,674円

- 主な先進医療の平均治療費(1件あたりの平均費用)

技術料 全額自己負担	●重粒子線治療	約313万円
	●陽子線治療	約271万円
	*重粒子線治療や陽子線治療は、治療する部位によって公的医療保険制度適用の対象となるものがあります。	

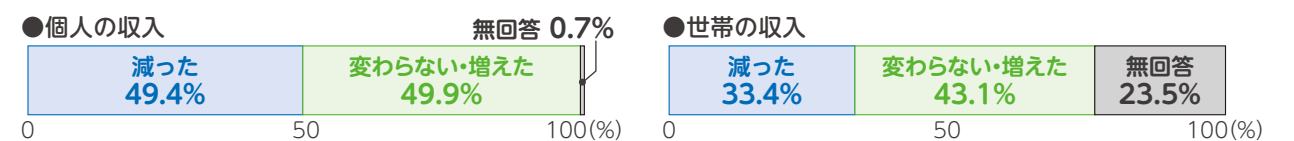
- 治療費以外の費用

入院時の雑費(衣料品購入など)	付添者の交通費や食事代	からだの変化をよわらげる費用(医療用ウィッグの購入など)	退院後の通院代や投薬代など
-----------------	-------------	------------------------------	---------------

上記事例の医療費は以下にもとづき算出しています。

- ・入院日数▶厚生労働省「平成29年 患者調査」
- ・入院費用▶厚生労働省「平成30年 社会医療診療行為別統計」傷病ごとの診療報酬点数より算出
- ・差額ベッド代▶中央社会保険医療協議会「主な選択療養に係る報告状況(2019年11月14日)」より日額6,000円と仮定
- ・食事代▶入院時食事療養費にかかる標準負担額(2020年度時点)1,380円(1食460円を1日3食)
- ・先進医療▶厚生労働省「第71回先進医療会議(2019年1月10日)」(2017年7月1日～2018年6月30日の1年間の実績)

- がん罹患後の収入の変化



出典:東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査結果(がん患者の就労等に関する実態調査)(平成31年3月)」

【がん治療特約、がん先進医療・患者申出療養特約】について



- ・告知の前、または告知の時から各特約の責任開始期の前日まで(主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含む)と診断確定されていた場合、各特約は無効になります。この場合、給付金をお受け取りいただけません。
- ・保険期間および保険料払込期間は主契約と同一となります。ご契約時の保険料、更新後の保険料は被保険者の実年齢および保険料率によって新たに定めます。

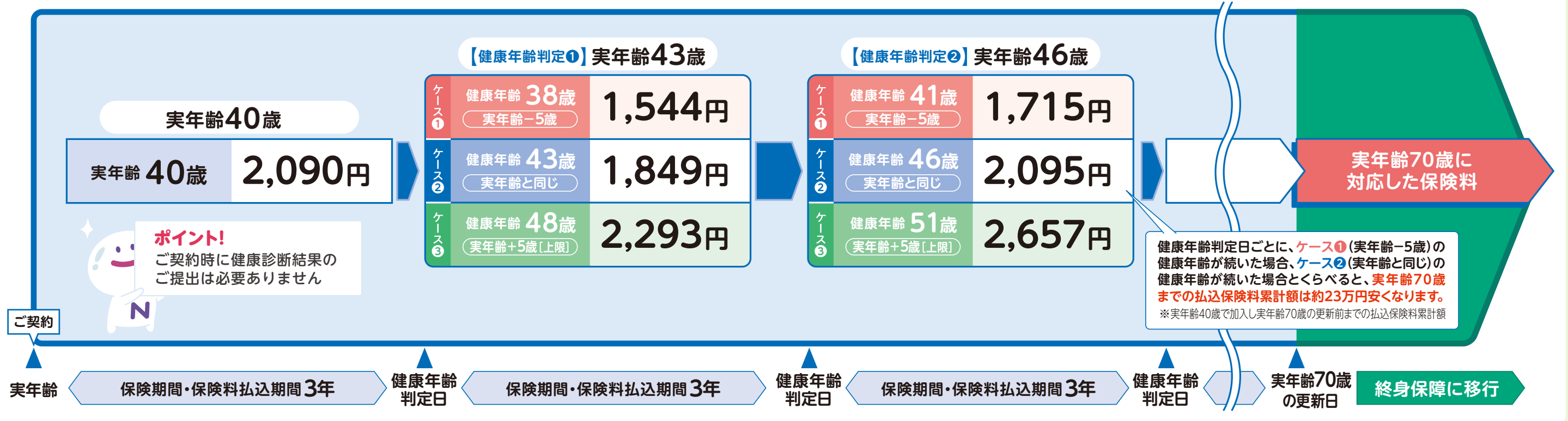
健康年齢と保険料

給付金をお支払いできない場合や更新などのご確認いただきたい事項については、P.15～P.16「お申込みにあたって必ずご確認ください事項」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。



主契約は更新の度、**健康年齢にもとづき、保険料が決まります。**
 あなたの健康状態が**保険料に反映されます。** ➡健康年齢ごとの保険料はP.9～P.12をご確認ください。

保険料例 【ご契約例】●主契約(入院一時給付金額):100万円 ●ご契約時の実年齢:40歳 ●男性 ●月払



Q 「健康年齢」ってどうやって算定するの?

A 健康年齢判定日の**実年齢と健康診断結果**(右表の項目)をもとに算定します。
 ➡詳しくはP.13をご確認ください。

検査項目	健康年齢算定に必要項目	健康年齢算定に必要項目	
		男性	女性
体格(BMI)	体重(kg)÷(身長(m)) ²	○	
血圧	最高(収縮期)	○	
	最低(拡張期)	○	○
尿検査	尿蛋白	○	○
血液検査	血中脂質 HDLコレステロール	○	○
	中性脂肪	○	○
	肝機能 GOT	○	○
	γ-GTP	○	○
	血糖値 HbA1c	○	○

Q 「健康年齢」には上限や下限はあるの?

A 健康年齢の上限は、**健康年齢判定日の実年齢+5歳**です。下限は18歳です。
 ➡詳しくはP.13をご確認ください。

健康年齢はネオファースト生命のWebサイトでご確認できます。 <https://neofirst.co.jp> (年齢、性別、必要検査項目の結果数値を入力すると、健康年齢が算定できます。)

健康年齢:健康年齢判定日において、ご契約の保険料を計算する基礎として被保険者の実年齢および健康状態をもとに算定される年齢のことをいいます。
 ※健康年齢判定日:被保険者の実年齢が70歳となる更新日より前に到来する各更新日のことをいいます。
 ※健康年齢判定日における被保険者の実年齢が68歳の場合は更新後の保険期間は2年、69歳の場合は更新後の保険期間は1年となります。
 ※がん治療特約、がん先進医療・患者申出療養特約の保険料は更新日における被保険者の実年齢および保険料率によって新たに定めます。
 ●健康年齢は所定の8大生活習慣病に関連するリスクを評価したもので、あくまでもネオファースト生命独自の基準にもとづいた分析・計算により算定される年齢となります。
 ●算定された健康年齢が実年齢より若い場合であっても、所定の8大生活習慣病が発症しないことを保証するものではありません。

健康年齢は、(株)JMDCの登録商標です。ネオファースト生命で使用する健康年齢は、(株)JMDCのデータにもとづきネオファースト生命独自の方法により算定しているため、(株)JMDCの健康年齢と算定基準が異なります。
 ※健康年齢の判定の詳細は、P.13および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

健康診断結果が良い場合であっても、実年齢が上がることで、健康年齢が上がり、更新後の保険料が高くなることもあります。

保険料表

●主契約(入院一時給付金額):100万円
●がん治療特約:10万円 ●がん先進医療・患者申出療養特約

男性

- 契約日が2020年12月1日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。
- 主契約の更新後の保険料は健康年齢判定日(終身で更新する場合は更新日)現在の保険料率によって計算されます。したがって、更新時の保険料は、下記とは異なる場合があります。
- 健康年齢判定日における被保険者の実年齢が68歳の場合は更新後の保険期間は2年、69歳の場合は更新後の保険期間は1年です。したがって、下記の更新時(保険期間3年)の保険料とは異なります。
- 主契約は更新時の実年齢+5歳の健康年齢にもとづく保険料を上限とします。また、下限は18歳です。
- 記載以外の給付金額・年齢については、募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。

月 払

主契約		更新時 (保険期間3年)		特約		がん治療特約		がん先進医療・患者申出療養特約	
契約時 実年齢(歳)	保険料(円)	健康年齢(歳)	保険料(円)	+	+	実年齢(歳)	保険料(円)	+	+
18	-	18	990			18	-		
19	-	19	1,004			19	-		
20	1,285	20	1,017			20	119		12
21	1,302	21	1,031			21	120		12
22	1,320	22	1,045			22	122		12
23	1,339	23	1,060			23	123		12
24	1,360	24	1,077			24	125		12
25	1,384	25	1,095			25	126		12
26	1,410	26	1,116			26	127		12
27	1,438	27	1,138			27	129		12
28	1,470	28	1,164			28	130		12
29	1,505	29	1,191			29	132		12
30	1,544	30	1,222			30	135		13
31	1,584	31	1,254			31	138		13
32	1,628	32	1,289			32	142		13
33	1,674	33	1,325			33	146		14
34	1,724	34	1,364			34	152		14
35	1,776	35	1,405			35	158		14
36	1,831	36	1,449			36	166		15
37	1,889	37	1,495			37	174		15
38	1,951	38	1,544			38	183		15
39	2,018	39	1,597			39	192		16
40	2,090	40	1,654			40	203		17
41	2,167	41	1,715			41	213		17
42	2,249	42	1,779			42	225		18
43	2,336	43	1,849			43	239		19
44	2,432	44	1,925			44	254		20
45	2,536	45	2,007			45	272		21
46	2,648	46	2,095			46	291		23
47	2,767	47	2,190			47	313		24
48	2,897	48	2,293			48	339		26
49	3,039	49	2,405			49	371		29
50	3,193	50	2,527			50	408		32
51	3,358	51	2,657			51	449		34
52	3,532	52	2,795			52	495		38
53	3,714	53	2,939			53	546		41
54	3,905	54	3,090			54	604		46
55	4,104	55	3,248			55	667		50
56	4,310	56	3,411			56	736		55
57	4,522	57	3,579			57	810		60
58	4,739	58	3,751			58	890		66
59	4,964	59	3,929			59	980		72
60	5,197	60	4,113			60	1,077		79
61	5,436	61	4,302			61	1,182		86
62	5,689	62	4,503			62	1,295		93
63	5,963	63	4,719			63	1,418		100
64	6,263	64	4,957			64	1,550		108
65	6,592	65	5,217			65	1,694		117
66		66	5,497						
67		67	5,796						
68		68	6,112						
69		69	6,445						
70		70	6,795						
71		71	7,157						
72		72	7,524						

保険料表の見方(主契約)

男性、月払保険料の場合

契約時		更新時 (保険期間3年)	
実年齢(歳)	保険料(円)	健康年齢(歳)	保険料(円)
35	1,776	35	1,405
36	1,831	36	1,449
37	1,889	37	1,495
38	1,951	38	1,544
39	2,018	39	1,597
40	2,090	40	1,654
41	2,167	41	1,715
42	2,249	42	1,779
43	2,336	43	1,849
44	2,432	44	1,925
45	2,536	45	2,007
46	2,648	46	2,095
47	2,767	47	2,190
48	2,897	48	2,293
49	3,039	49	2,405
50	3,193	50	2,527

ケース①
健康年齢が更新時の
実年齢-5歳であった場合

ケース②
健康年齢が更新時の
実年齢と同じであった場合

ケース③
健康年齢が更新時の
実年齢+5歳であった場合
(上限)

更新日における実年齢70歳の保険料例

月 払		
主契約	がん治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約
100万円	10万円	
8,173円	3,294円	212円

●更新日における被保険者の実年齢が70歳の場合は、保険期間および保険料払込期間を終身に變更して更新します。この場合、更新後の保険料は実年齢の70歳に対応した保険料とします。



がん治療特約、がん先進医療・患者申出療養特約の保険料は更新日における被保険者の実年齢および保険料率によって新たに定めます。

年 払

主契約		更新時 (保険期間3年)		特約		がん治療特約		がん先進医療・患者申出療養特約	
契約時 実年齢(歳)	保険料(円)	健康年齢(歳)	保険料(円)	+	+	実年齢(歳)	保険料(円)	+	+
18	-	18	11,692			18	-		
19	-	19	11,857			19	-		
20	15,176	20	12,011			20	1,405		141
21	15,377	21	12,176			21	1,417		141
22	15,589	22	12,341			22	1,441		141
23	15,814	23	12,519			23	1,453		141
24	16,062	24	12,719			24	1,476		141
25	16,345	25	12,932			25	1,488		141
26	16,652	26	13,180			26	1,500		141
27	16,983	27	13,440			27	1,523		141
28	17,361	28	13,747			28	1,535		141
29	17,774	29	14,066			29	1,559		141
30	18,235	30	14,432			30	1,594		153
31	18,707	31	14,810			31	1,630		153
32	19,227	32	15,223			32	1,677		153
33	19,770	33	15,648			33	1,724		165
34	20,360	34	16,109			34	1,795		165
35	20,975	35	16,593			35	1,866		165
36	21,624	36	17,113			36	1,960		177
37	22,309	37	17,656			37	2,055		177
38	23,041	38	18,235			38	2,161		177
39	23,833	39	18,861			39	2,268		188
40	24,683	40	19,534			40	2,397		200
41	25,592	41	20,254			41	2,516		200
42	26,561	42	21,010			42	2,657		212
43	27,588	43	21,837			43	2,823		224
44	28,722	44	22,734			44	3,000		236
45	29,950	45	23,703			45	3,212		248
46	31,273	46	24,742			46	3,437		271
47	32,678	47	25,864			47	3,697		283
48	34,214	48	27,080			48	4,004		307
49	35,891	49	28,403			49	4,382		342
50	37,709	50	29,844			50	4,818		377
51	39,658	51	31,379			51	5,303		401
52	41,713	52	33,009			52	5,846		448
53	43,862	53	34,710			53	6,448		484
54	46,118	54	36,493			54	7,133		543
55	48,468	55	38,359			55	7,877		590
56	50,901	56	40,284			56	8,692		649
57	53,405	57	42,268			57	9,566		708
58	55,968	58	44,299			58	10,511		779
59	58,625	59	46,401			59	11,574		850
60	61,377	60	48,575			60	12,719		932
61	64,199	61	50,807			61	13,959		1,015
62	67,187	62	53,180			62	15,294		1,098
63	70,423	63	55,731			63	16,747		1,181
64	73,966	64	58,542			64	18,306		1,275
65	77,852	65	61,613			65	20,006		1,381
66		66	64,920						
67		67	68,451						
68		68	72,183						
69		69	76,115						
70		70	80,249						
71		71	84,524						
72		72	88,858						

保険料表の見方(主契約)

男性、年払保険料の場合

契約時		更新時 (保険期間3年)	
実年齢(歳)	保険料(円)	健康年齢(歳)	保険料(円)
35	20,975	35	16,593
36	21,624	36	17,113
37	22,309	37	17,656
38	23,041	38	18,235
39	23,833	39	18,861
40	24,683	40	19,534
41	25,592	41	20,254
42	26,561	42	21,010
43	27,588	43	21,837
44	28,722	44	22,734
45	29,950	45	23,703
46	31,273	46	24,742
47	32,678	47	25,864
48	34,214	48	27,080
49	35,891	49	28,403
50	37,709	50	29,844

ケース①
健康年齢が更新時の
実年齢-5歳であった場合

ケース②
健康年齢が更新時の
実年齢と同じであった場合

ケース③
健康年齢が更新時の
実年齢+5歳であった場合
(上限)

更新日における実年齢70歳の保険料例

年 払		
主契約	がん治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約
100万円	10万円	
96,523円	38,902円	2,503円

●更新日における被保険者の実年齢が70歳の場合は、保険期間および保険料払込期間を終身に變更して更新します。この場合、更新後の保険料は実年齢の70歳に対応した保険料とします。



がん治療特約、がん先進医療・患者申出療養特約の保険料は更新日における被保険者の実年齢および保険料率によって新たに定めます。

保険料表

●主契約(入院一時給付金額):100万円
●がん治療特約:10万円 ●がん先進医療・患者申出療養特約

女性

- 契約日が2020年12月1日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。
- 主契約の更新後の保険料は健康年齢判定日(終身で更新する場合は更新日)現在の保険料率によって計算されます。したがって、更新時の保険料は、下記とは異なる場合があります。
- 健康年齢判定日における被保険者の実年齢が68歳の場合は更新後の保険期間は2年、69歳の場合は更新後の保険期間は1年です。したがって、下記の更新時(保険期間3年)の保険料とは異なります。
- 主契約は更新時の実年齢+5歳の健康年齢にもとづく保険料を上限とします。また、下限は18歳です。
- 記載以外の給付金額・年齢については、募集代理店またはネオファースト生命へご確認ください。

月 払

主契約		更新時 (保険期間3年)		特約		がん治療特約		がん先進医療・患者申出療養特約	
契約時 実年齢(歳)	保険料(円)	健康年齢(歳)	保険料(円)	+	+	実年齢(歳)	保険料(円)	+	+
18	-	18	1,349			18	-		
19	-	19	1,362			19	-		
20	1,739	20	1,376			20	117		20
21	1,755	21	1,389			21	120		20
22	1,772	22	1,403			22	125		20
23	1,789	23	1,416			23	130		20
24	1,806	24	1,429			24	136		20
25	1,823	25	1,443			25	143		20
26	1,840	26	1,456			26	151		20
27	1,857	27	1,470			27	161		20
28	1,873	28	1,482			28	173		20
29	1,888	29	1,494			29	188		21
30	1,901	30	1,504			30	205		22
31	1,913	31	1,514			31	224		22
32	1,925	32	1,524			32	246		23
33	1,937	33	1,533			33	272		24
34	1,951	34	1,544			34	304		25
35	1,966	35	1,556			35	342		26
36	1,983	36	1,569			36	385		28
37	2,002	37	1,585			37	433		29
38	2,027	38	1,604			38	487		30
39	2,057	39	1,628			39	549		31
40	2,093	40	1,656			40	617		32
41	2,134	41	1,689			41	691		34
42	2,180	42	1,725			42	767		35
43	2,230	43	1,765			43	842		36
44	2,286	44	1,809			44	914		37
45	2,347	45	1,857			45	985		39
46	2,412	46	1,909			46	1,051		40
47	2,478	47	1,961			47	1,111		41
48	2,543	48	2,013			48	1,162		42
49	2,605	49	2,062			49	1,200		43
50	2,664	50	2,108			50	1,227		44
51	2,719	51	2,152			51	1,244		45
52	2,772	52	2,194			52	1,255		46
53	2,825	53	2,236			53	1,262		47
54	2,882	54	2,280			54	1,268		48
55	2,941	55	2,328			55	1,271		50
56	3,006	56	2,379			56	1,274		51
57	3,076	57	2,434			57	1,281		53
58	3,155	58	2,497			58	1,295		54
59	3,243	59	2,566			59	1,317		56
60	3,340	60	2,643			60	1,346		58
61	3,443	61	2,725			61	1,381		59
62	3,558	62	2,816			62	1,420		61
63	3,688	63	2,919			63	1,458		64
64	3,841	64	3,040			64	1,495		66
65	4,017	65	3,179			65	1,531		68
66		66	3,337						
67		67	3,513						
68		68	3,705						
69		69	3,915						
70		70	4,141						
71		71	4,380						
72		72	4,625						

保険料表の見方(主契約)

女性、月払保険料の場合

契約時		更新時 (保険期間3年)	
実年齢(歳)	保険料(円)	健康年齢(歳)	保険料(円)
35	1,966	35	1,556
36	1,983	36	1,569
37	2,002	37	1,585
38	2,027	38	1,604
39	2,057	39	1,628
40	2,093	40	1,656
41	2,134	41	1,689
42	2,180	42	1,725
43	2,230	43	1,765
44	2,286	44	1,809
45	2,347	45	1,857
46	2,412	46	1,909
47	2,478	47	1,961
48	2,543	48	2,013
49	2,605	49	2,062
50	2,664	50	2,108

ケース①
健康年齢が更新時の
実年齢-5歳であった場合

ケース②
健康年齢が更新時の
実年齢と同じであった場合

ケース③
健康年齢が更新時の
実年齢+5歳であった場合
(上限)

更新日における実年齢70歳の保険料例

月 払

主契約	がん治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約
100万円	10万円	
5,731円	2,154円	105円

●更新日における被保険者の実年齢が70歳の場合は、保険期間および保険料払込期間を終身に變更して更新します。この場合、更新後の保険料は実年齢の70歳に対応した保険料とします。



がん治療特約、がん先進医療・患者申出療養特約の保険料は更新日における被保険者の実年齢および保険料率によって新たに定めます。

年 払

主契約		更新時 (保険期間3年)		特約		がん治療特約		がん先進医療・患者申出療養特約	
契約時 実年齢(歳)	保険料(円)	健康年齢(歳)	保険料(円)	+	+	実年齢(歳)	保険料(円)	+	+
18	-	18	15,932			18	-		
19	-	19	16,085			19	-		
20	20,538	20	16,251			20	1,382		236
21	20,727	21	16,404			21	1,417		236
22	20,927	22	16,569			22	1,476		236
23	21,128	23	16,723			23	1,535		236
24	21,329	24	16,876			24	1,606		236
25	21,530	25	17,042			25	1,689		236
26	21,730	26	17,195			26	1,783		236
27	21,931	27	17,361			27	1,901		236
28	22,120	28	17,502			28	2,043		236
29	22,297	29	17,644			29	2,220		248
30	22,451	30	17,762			30	2,421		259
31	22,593	31	17,880			31	2,645		259
32	22,734	32	17,998			32	2,905		271
33	22,876	33	18,105			33	3,212		283
34	23,041	34	18,235			34	3,590		295
35	23,218	35	18,376			35	4,039		307
36	23,419	36	18,530			36	4,547		330
37	23,644	37	18,719			37	5,114		342
38	23,939	38	18,943			38	5,751		354
39	24,293	39	19,227			39	6,484		366
40	24,718	40	19,557			40	7,287		377
41	25,203	41	19,947			41	8,161		401
42	25,746	42	20,372			42	9,058		413
43	26,336	43	20,845			43	9,944		425
44	26,998	44	21,364			44	10,794		436
45	27,718	45	21,931			45	11,633		460
46	28,486	46	22,545			46	12,412		472
47	29,265	47	23,159			47	13,121		484
48	30,033	48	23,774			48	13,723		496
49	30,765	49	24,352			49	14,172		507
50	31,462	50	24,895			50	14,491		519
51	32,111	51	25,415			51	14,692		531
52	32,737	52	25,911			52	14,822		543
53	33,363	53	26,407			53	14,904		555
54	34,036	54	26,927			54	14,975		566
55	34,733	55	27,494			55	15,011		590
56	35,501	56	28,096			56	15,046		602
57	36,328	57	28,746			57	15,129		625
58	37,261	58	29,490			58	15,294		637
59	38,300	59	30,304			59	15,554		661
60	39,445	60	31,214			60	15,896		684
61	40,662	61	32,182			61	16,310		696
62	42,020	62	33,257			62	16,770		720
63	43,555	63	34,473			63	17,219		755
64	45,362	64	35,902			64	17,656		779
65	47,441	65	37,544			65	18,081		803
66		66	39,410						
67		67	41,489						
68		68	43,756						
69		69	46,236						
70		70	48,905						
71		71	51,728						
72		72	54,621						

保険料表の見方(主契約)

女性、年払保険料の場合

契約時		更新時 (保険期間3年)	
実年齢(歳)	保険料(円)	健康年齢(歳)	保険料(円)
35	23,218	35	18,376
36	23,419	36	18,530
37	23,644	37	18,719
38	23,939	38	18,943
39	24,293	39	19,227
40	24,718	40	19,557
41	25,203	41	19,947
42	25,746	42	20,372
43	26,336	43	20,845
44	26,998	44	21,364
45	27,718	45	21,931
46	28,486	46	22,545
47	29,265	47	23,159
48	30,033	48	23,774
49	30,765	49	24,352
50	31,462	50	24,895

ケース①
健康年齢が更新時の
実年齢-5歳であった場合

ケース②
健康年齢が更新時の
実年齢と同じであった場合

ケース③
健康年齢が更新時の
実年齢+5歳であった場合
(上限)

更新日における実年齢70歳の保険料例

年 払

主契約	がん治療特約	がん先進医療・患者申出療養特約
100万円	10万円	
67,683円	25,439円	1,240円

●更新日における被保険者の実年齢が70歳の場合は、保険期間および保険料払込期間を終身に變更して更新します。この場合、更新後の保険料は実年齢の70歳に対応した保険料とします。



がん治療特約、がん先進医療・患者申出療養特約の保険料は更新日における被保険者の実年齢および保険料率によって新たに定めます。

健康年齢の判定および保険契約の更新について

●健康年齢の判定について

- ◎健康年齢とは、健康状態を年齢で表したものです。健診データや診療報酬明細書(レセプト)等のビッグデータを使用し、個人の健康診断結果等によって将来の疾病の発生率等を分析することで、その方の健康状態を年齢として示したものです。
- ◎被保険者の実年齢が70歳となる更新日より前に到来する各更新日を健康年齢判定日といいます。
- ◎健康年齢は健康年齢判定日の実年齢と健康診断結果をもとに算定します。
- ◎健康年齢判定日ごとに算定された健康年齢にもとづいて計算された保険料は、各健康年齢判定日からその健康年齢判定日を含む保険期間の満了日まで適用されます。
- ◎健康年齢は健康年齢判定日の実年齢に5歳を加えた年齢が上限となります。また、下限は18歳です。
- ◎健康診断結果が良い場合であっても、実年齢が上がることにより、健康年齢が上がり、更新後の保険料が高くなることもあります。
- ◎健康年齢の算定に必要な検査項目は以下のとおりです。

<健康年齢算定に必要な検査項目>

検査項目		健康年齢算定に必要な項目		会社で受ける健康診断など、事業主に課せられている必須項目		
		男性	女性	40歳未満	35歳、40歳以上	
体格 (BMI)	体重(kg)÷{身長(m)} ²	○		○	○	
血圧	最高(収縮期)	○		○	○	
	最低(拡張期)	○	○	○	○	
尿検査	尿蛋白	○	○	○	○	
血液検査	血中脂質	HDLコレステロール	○		○	
		中性脂肪		○	○	
	肝機能	GOT	○	○		○
		γ-GTP	○	○		○
血糖値	HbA1c	○	○		○	

※健康年齢の算定に必要な項目が不足している場合、他の検査の数値から推定して取り扱うことがあります (HbA1cの測定が行われていない場合に、空腹時血糖の数値からHbA1cの数値の推定を行うことなどがあります)。

健康診断では、40歳未満(35歳を除く)の方は血液検査を省略されることがありますが、健康年齢の算定には血液検査の結果が必要となるため、血液検査も受診することをおすすめします。

●健康診断書について

つぎのいずれかをネオファースト生命あてにご提出いただけます。

健康診断の結果通知書(コピー)

人間ドックの結果通知書(コピー)

特定健康診査*の結果通知書(コピー)

*メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診断

以下の基準を満たしている必要があります。

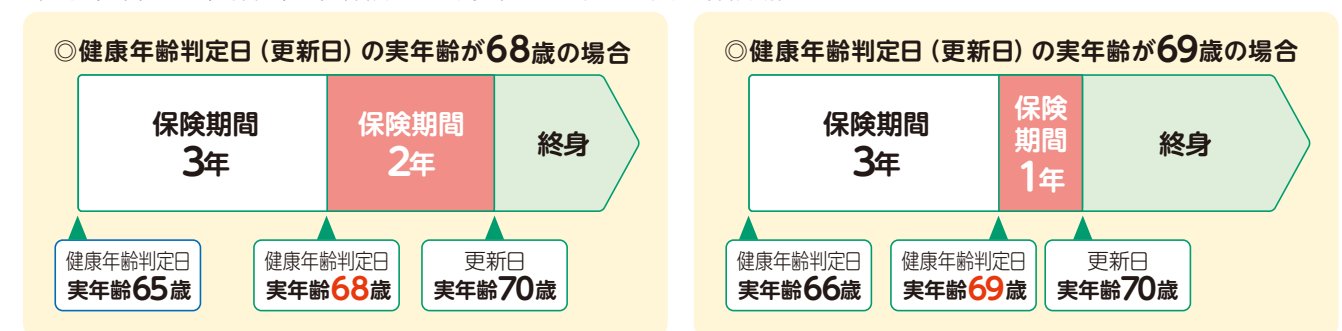
- ◎受診日が、健康年齢判定日からさかのぼって1年2か月以内のもの
- ◎受診機関名(または医師名)、勤務先企業名、市区町村名のいずれかが記載されているもの

- ※健康診断書(人間ドックの結果通知書等を含みます)が複数提出された場合は、それらの中で最新の日付のものを使用して健康年齢を算定します。
- ※ご提出いただく健康診断書で血液検査を受診できない場合等は、日本赤十字社で行う献血の際の血液検査結果等を代用できます。
- ※健康診断結果と重複して、医療機関や日本赤十字社等が行う検査結果等が提出された場合は、健康診断結果を優先して健康年齢を算定します。
- ※契約時と実年齢70歳の更新時は、健康診断書の提出は不要です。
- ※健康診断や人間ドック等に関する費用について、ネオファースト生命および募集代理店は負担いたしません。

●保険契約の更新について

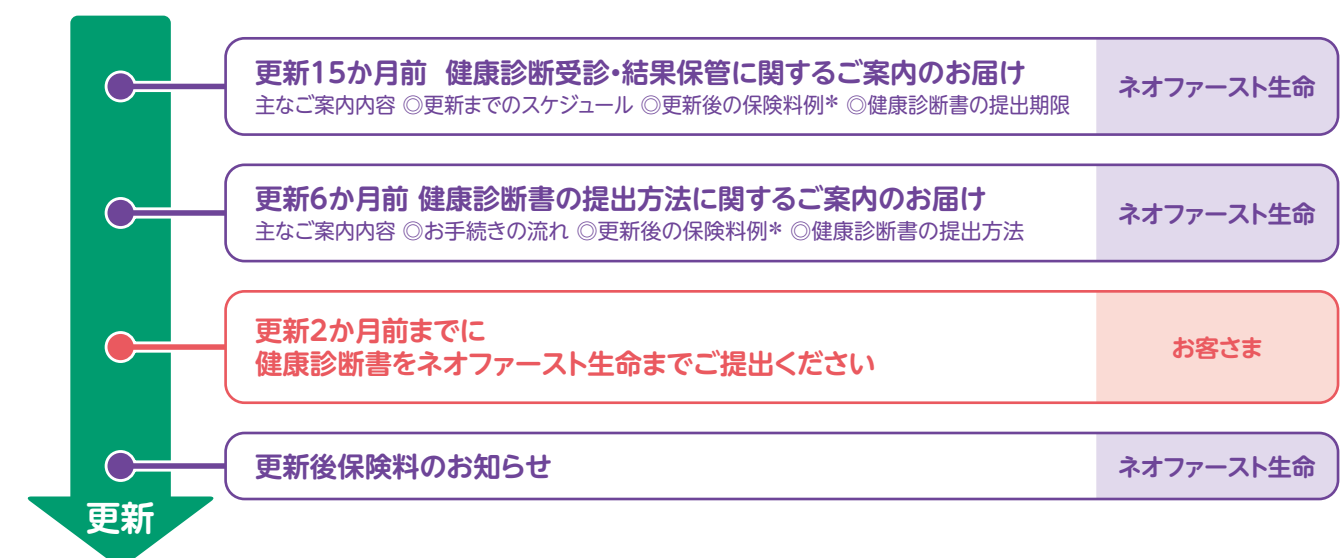
- ◎本商品の保険期間は3年です。更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一(3年)となります。
- ◎健康年齢判定日(更新日)における被保険者の実年齢が68歳の場合は更新後の保険期間は2年、69歳の場合は更新後の保険期間は1年です。
- ◎本商品は保険期間満了日の2か月前までに継続しない旨のお申し出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、告知や診査なしで、保険期間満了日の翌日に自動更新されます。特約の自動更新をご希望にならない場合は、特約の保険期間満了日の2か月前までに、ネオファースト生命までその旨をお申し出ください。
- ◎更新日における被保険者の実年齢が70歳の場合は、保険期間および保険料払込期間を終身に變更して更新します。保険料は被保険者の実年齢にもとづいて計算し、以後の保険料の變更はありません。
- ◎通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新により保険料は変動します(健康診断結果が良い場合であっても、実年齢が上がることにより、健康年齢が上がり、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなる場合があります)。
- ◎更新の際の保険料は、更新日時時点の保険料率により計算します。

<健康年齢判定日(更新日)の被保険者の実年齢が68歳・69歳時の保険期間イメージ図>



※P.16「更新について」をあわせてご確認ください。

●更新案内について

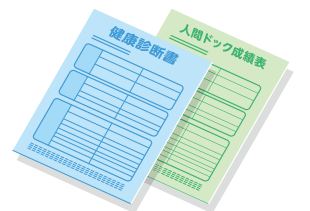


*更新後の保険料例は①更新時の実年齢-5歳、②実年齢と同じ、③更新時の実年齢+5歳(上限)を記載します。



健康年齢判定日(更新日)において、以下の理由により健康年齢が算出できなかった場合には、健康年齢判定日時点の実年齢に5歳を加えた年齢を健康年齢として、その健康年齢にもとづいて計算された保険料が適用されます。

- ①ご提出いただいた健康診断書等について健康年齢の算定に必要な項目が不足している等
- ②健康診断書等の提出がされなかった等



お申込みにあたって必ずご確認ください たい事項

●無解約返戻金型特定生活習慣病入院一時給付保険(2020)(主契約)について

- ・入院一時給付金のお支払いは責任開始期以後に生じた疾病を原因とする場合に限り、
- ・支払対象の入院に該当するかどうかは入院基本料の支払有無などを参考にネオファースト生命が判断します。
- ・以下の入院は「特定生活習慣病の治療を目的とする入院」には該当しません。
 - ・人間ドック検査など、治療処置を伴わない検査のための入院
 - ・通院でも可能な治療のみの場合など、入院の必要性が認められないとき
 - ・特定生活習慣病以外の疾病やその他の原因により入院し、その入院中に特定生活習慣病の治療を受けた場合で、特定生活習慣病単独では入院による治療の必要性が認められないとき
- ・生活習慣の改善に関する知識や自己管理法の習得などを目的とする入院(教育入院)は入院一時給付金をお支払いしません。
- ・直前の入院一時給付金の支払事由該当日から、その日を含めて1年間については、入院一時給付金をお支払いしません。
- ・がん(上皮内がんを含む)、心・血管疾患、脳血管疾患の治療を目的とする入院の場合、支払回数の制限はありません。
- ・糖尿病、高血圧性疾患、肝疾患、膵疾患、腎疾患の治療を目的とする入院の場合、入院一時給付金のお支払いは、各疾病につきそれぞれ1回限りとなります。
- ・直前の入院一時給付金が支払われることとなった日から1年を経過した日にお支払いの対象となる入院をしていた場合には、1年を経過した日の翌日に入院一時給付金をお支払いします。
- ・死亡や高度障害状態に該当した場合の保障はありません。

●がん治療特約について

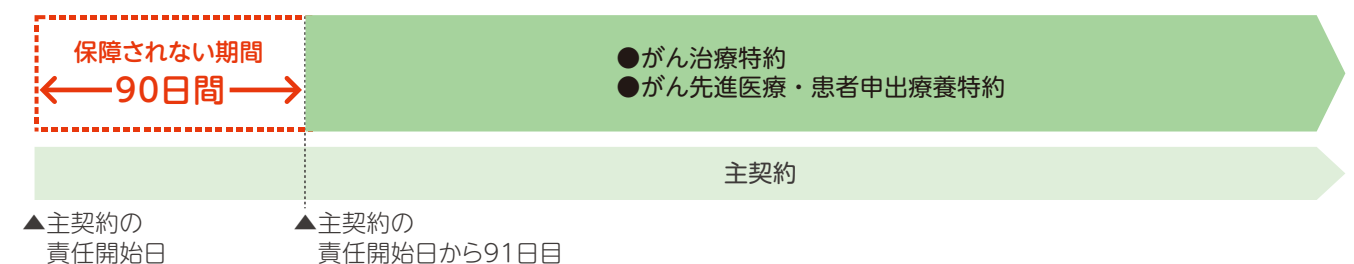
- ・がん治療給付金のお支払いは、がん(上皮内がんを含む)の治療を直接の目的とする場合に限り、
- ・お支払い対象となる治療などは、以下のとおりです。
 - ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為、または「輸血料」の算定対象となる造血幹細胞移植
 - ・つぎのいずれかに該当する抗がん剤治療を伴う入院または通院
 - ①公的医療保険制度の対象となる抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される抗がん剤治療
 - ②公的医療保険制度における先進医療に該当する抗がん剤治療
 - ③公的医療保険制度における患者申出療養に該当する抗がん剤治療
 - ④がん(上皮内がんを含む)を適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤による治療
 - ・抗がん剤治療に該当しない公的医療保険制度における先進医療、患者申出療養による療養
- ・お支払い対象となる抗がん剤は、がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において厚生労働大臣の承認を受けている医薬品のうち、つぎの2点を満たす必要があります。
 - ・厚生労働大臣による製造販売の承認時に、がんの治療に対する効能または効果が認められたこと
 - ・世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL01(抗悪性腫瘍薬)、L02(内分泌療法)、L03(免疫賦活薬)、L04(免疫抑制薬)、またはV10(治療用放射性医薬品)に分類されること
- ・お支払い対象となる先進医療は療養を受けた時点において、
 - ①厚生労働大臣が定める先進医療技術であること
 - ②先進医療技術ごとに定められた適応症(対象となる疾病・症状など)に対するものであること
 - ③先進医療技術ごとに定められた施設基準に適合する医療機関で受けたものであることのすべてを満たすものに限り、したがって、医療行為・症状、医療機関などによって給付金をお受け取りいただけないことがあります(先進医療の最新の内容についてはネオファースト生命のWebサイトをご覧ください)。
- ・お支払い対象となる患者申出療養は療養を受けた時点において、
 - ①厚生労働大臣が定める患者申出療養、施設基準に適合する医療機関で受けたものであること
 - ②患者申出療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものであることのすべてを満たすものに限り、

●がん先進医療・患者申出療養特約について

- ・お支払い対象となる先進医療は療養を受けた時点において、
 - ①厚生労働大臣が定める先進医療技術であること
 - ②先進医療技術ごとに定められた適応症(対象となる疾病・症状など)に対するものであること
 - ③先進医療技術ごとに定められた施設基準に適合する医療機関で受けたものであることのすべてを満たすものに限り、したがって、医療行為・症状、医療機関などによって給付金をお受け取りいただけないことがあります(先進医療の最新の内容についてはネオファースト生命のWebサイトをご覧ください)。
- ・お支払い対象となる患者申出療養は療養を受けた時点において、
 - ①厚生労働大臣が定める患者申出療養、施設基準に適合する医療機関で受けたものであること
 - ②患者申出療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものであることのすべてを満たすものに限り、
- ・同一の被保険者において、先進医療給付のあるネオファースト生命の特約に重複して加入することはできません。

●保障の開始について

- ・がん治療特約、がん先進医療・患者申出療養特約には、主契約の責任開始日以後、**保障されない期間**があります。
- ・上記の保障されない期間中にがん(上皮内がんを含む)と診断確定されていた場合、がん治療特約、がん先進医療・患者申出療養特約は**無効**になります。
- ・主契約については、**責任開始日より保障されます。**



●主な取り扱いについて

- ・解約返戻金はありません。
- ・契約者配当金はありません。
- ・契約者貸付制度の取り扱いはありません。
- ・ネオファースト生命が保険料を立て替えし、ご契約を継続させる制度(保険料の自動貸付)の取り扱いはありません。
- ・ご契約が失効した場合、ご契約を復活させる取り扱いはありません。
- ・特約の中途付加の取り扱いはありません。

●更新について

- ・更新後の保険契約・特約には、更新日時点の規定を適用します。
- ・給付金の支払限度などについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- ・更新日にネオファースト生命がこの保険契約の締結・特約の付加を取り扱っていない場合は、更新を取り扱わないか、この保険契約・特約にかえて、所定の保険契約・特約により更新とみなして取り扱うことがあります。

ご契約後のサービス

ネオファースト生命は、お客さまの健康の維持・増進を支援する商品・サービスを提供してまいります。

【サービス例】

**24時間電話
健康相談サービス** 提供:ティーベック(株)


ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さまとそのご家族の方(*1)

経験豊かな医師や保健師、看護師などの相談スタッフが24時間365日・年中無休で電話による健康相談・医療相談、医療機関や専門医の情報提供や、介護・育児に関するご相談、メンタルヘルスに関するご相談などにきめ細かくアドバイスします。

たとえばこんなときに

赤ちゃんが夜中に熱を出した。どうしよう…。 ストレスがたまって、まいってしまって…。

家族の介護について聞きたい 夜中にやっている救急病院を教えてください。



セカンドオピニオンサービス 提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

- 面談・電話によるセカンドオピニオンや、セカンドオピニオンが可能な医療機関の情報を提供します。
- 面談の結果、より高度な専門性が必要と総合相談医が判断した場合は、優秀専門臨床医をご紹介します。その際、紹介状(診療情報提供書)も無料で発行します。

受診手配・紹介サービス 提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

主治医のもとでは対応できない治療法や手術方法が必要と主治医が判断した場合などに、各専門分野の医師が在籍し治療可能な医療機関での受診の手配・紹介をします。

※原則、がん(悪性新生物)・脳血管疾患・心疾患が対象となります。

「健康第一 for ネオファースト生命」プレミアム

ご利用対象:ご契約者さまとそのご家族の方(*2)

健康増進に向けた、さまざまなサービスを提供する新しいタイプのアプリです。

健康第一

iOS版 iOS9.3以降

Android版 Android4.4以降



毎日9,000歩あるくとスタンプがもらえます。ためたスタンプで、抽選に参加できます。



当選するとコンビニクーポンがもらえます。スタンプをためると当選確率アップ!

※本サービスの利用に料金はかかりませんが、パケット通信料はお客さまの負担となります。

※ご契約後のサービスはネオファースト生命の保険商品の保障の一部ではありません。ネオファースト生命が提携する各企業が提供するサービスです。

※各サービスは、予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ご利用の際は、保険証券をご準備のうえ、お電話にてネオファースト生命のお客さまである旨をお伝えください。

※日本国内のご利用に限ります。また、一部のサービスについては地域や内容により、ご利用いただけない場合やご要望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ご利用いただける期間は、ご契約いただいたネオファースト生命の保険契約の保険期間が終了するまでとなります。

※ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、ネオファースト生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

※セカンドオピニオンサービス、受診手配・紹介サービスは、病名等が判明している場合に限り、ご利用できます。また、すでに終了している治療についてなど、ご相談をお受けできない場合があります。その他諸条件がありますのでサービスを受ける際にご確認ください。

(*1)ご家族の方は、同居の親族と別居の1親等とさせていただきます。

(*2)ご家族の方は、ご契約者さまの家族情報登録が必要です(上限13人)。

サービス内容の詳細につきましてはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。

Webサイト <https://neofirst.co.jp> ネオファースト生命 🔍

「特定先進医療キャッシュレスサービス」

特定の先進医療による治療の一時的な費用負担を軽減できます。

特定の先進医療による療養(「重粒子線治療」または「陽子線治療」)をネオファースト生命所定の医療機関で受けられる場合に、先進医療給付金をネオファースト生命が医療機関に直接お支払いするサービスです(2020年10月現在のお取扱いであり、将来的に変更・終了することもあります)。

【サービスの対象】がん先進医療給付金

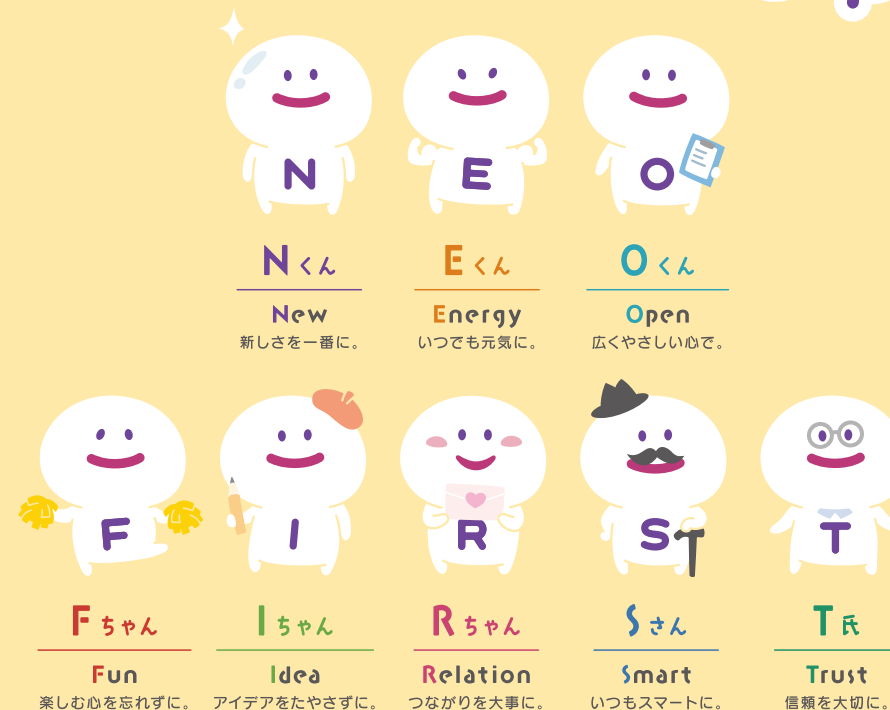
- 治療開始前にごがん先進医療給付金をご請求いただいた場合に、お支払いできるかをご請求いただいた方に事前にお知らせし、治療開始後にごがん先進医療給付金をネオファースト生命が医療機関に直接お支払いします。
- ご利用に際しては、ネオファースト生命所定の要件を満たすことが必要ですので、必ず、治療開始前にネオファースト生命コンタクトセンターまでお問い合わせください。
- ご利用は任意となりますので、ご請求いただいた方にがん先進医療給付金をお支払いする方法も選びいただけます。

※がん患者申出療養給付金は対象外です。



ネオファースト生命
オリジナルキャラクター

ネオちゃんず



ネオファースト生命のロゴから飛び出した妖精たちです!